

第2号は、特集のテーマを司法改革とした。2000年の研究総会が「社会体制と司法改革」をとり上げたことに加えて、われわれの足元で司法改革が政治日程にのぼっていることを考慮したものであることは言うまでもない。

といっても、「社会体制と法」の研究、しかも主として旧・現社会主義国を対象とする研究が、日本における現実の法改革論とのあいだでどのような関係を持ちうるかについては、さまざまな考え方がありうるところであろう。創刊号には、いわゆる「法整備支援」にかんする鮎京正訓論文を掲載した。途上国にたいする法整備支援のテーマとしては、司法改革もとり上げられている。そして、支援する側自身が司法改革の課題を抱えている。このことをどう考えるか——という問題にもつながってゆくであろう。

このテーマについては、中国・ポーランドに加えて、体系的な形ではあまり紹介されていない韓国の場合について、尹龍澤氏に寄稿していただいた。それにとまって、特集のテーマを「ポスト権威主義の司法改革」とした。ポーランドと韓国の旧体制を「権威主義」という共通の概念で括ることはどこまで妥当か、また中国の現局面を「ポスト」権威主義と規定することはできるか、といった疑問がただちに生ずるであろう。そもそも権威主義は、政治学において一定の理論的背景をもった概念であるが、ここではそのことを十分に考慮しているわけではない。にもかかわらず、日本における問題状況を一方で頭に置きながら、韓国・中国・ポーランドという位相の異なるように見える3つの国を同時に眺めることには、何がしかの意味があるのではないかと密かに期待している。

企画委員である高見澤磨氏の論文は、2002年の研究総会へ向けた問題提起である。研究総会の記録を事後的に会誌に載せるといっただけではない形で、研究会活動のなかに会誌を根づかせようとする試みである。

今号では、残念ながら投稿論文を掲載することができなかった。「老若」を問わず、この会誌を研究発表と討論の場として積極的に利用されるよう、会員のみなさんに呼びかけたい。

(小森田秋夫)